

# 令和8年度事業計画

## I. コンプライアンスの徹底

### 1. 独占禁止法研修会の開催

事業活動の前提である法令や社会的規範を遵守する意識を高めるため、引き続き、会員構成員を対象とした独占禁止法研修会等を開催する。

### 2. 法令及び関連通知等への対応

(1) 昨年公布された薬機法等一部改正法が順次施行されることを受け、開催が予定される医薬品医療機器制度部会（以下、制度部会）、医療用医薬品迅速・安定供給部会（以下、迅速・安定供給部会）において、医療用医薬品の供給不安の迅速な把握、報告徴収及び協力要請に関する具体的な内容の検討に適切に対応する。

また、制度部会、迅速・安定供給部会での検討結果を受け、医薬品卸の業務に係る施行通知等が発出された際には、会員構成員が適切に対応できるよう周知徹底を図る。

(2) 薬機法や麻向法の改正を受け、制度部会における医薬品の流通管理に関する検討状況も踏まえつつ、「医薬品の供給と品質管理に関する実践基準」(JGSP)の見直しの必要性を検討する。

## II. 流通改善ガイドライン改訂版への取組み

昨年の薬機法等の一部改正法において、安定供給の確保のための規定が整備され、また、流通を取り巻く環境変化に対して、流通関係者が一体となって将来にわたり流通機能の安定性を確保するため、令和8年3月、流通改善ガイドラインが改訂されたことを踏まえ、会員構成員に取引の現場にも生かせるようコンプライアンスを徹底しつつ、実務的な周知に取り組む。令和8年度診療報酬・調剤報酬改定において、施設基準に流通改善の取組みが盛り込まれた「地域支援・医薬品供給対応体制加算」が新設された。

## 1. 流通改善ガイドライン改訂版への対応

令和8年3月に改訂された流通改善ガイドラインの理解向上とともに、本ガイドラインの趣旨に沿った取引が実践できるよう、会員構成員を対象とした「改訂版流通改善ガイドライン説明会」の開催や「小冊子更新版」の作成に取り組む。

## 2. 流通改善懇談会への対応

流通関係者の理解を得ながら古い商習慣から脱却し、適正な価格形成が行われる市場環境の整備に繋げるため、流通改善懇談会において進められている「総価交渉の解消」、「薬価差偏在の解消」、「一社流通における情報提供」、「頻回な価格交渉の是正」、「流通コスト負担の公平性」などの議論について、流通関係者の理解を得つつ、協調して実行できるよう取り組む。

### Ⅲ. 持続的な安定供給に向けた流通体制の構築

昨年度、「骨太の方針 2025」に医薬品流通に関する文言が初めて盛り込まれたことや、補正予算においては、医薬品卸業者を対象とする補助金が初めて措置されるなど、医薬品卸の役割の重要性が認知されたことを踏まえ、医薬流通を担う医薬品卸がその役割を持続的に果たせるよう取り組みを進める。

## 1. 安定供給確保に向けた薬価制度改革

### (1) 令和9年度薬価制度改革に向けた対応

- ① 経済・物価動向や国民負担の軽減に向けた社会保障改革の議論も見据えつつ、関係団体との連携も図り、毎年6月頃に閣議決定される「骨太の方針」に向けて、医薬品卸の置かれた状況を踏まえ、引き続き、医薬品の安定供給問題改善への支援に向けた方向性が盛り込まれるよう取り組む。
- ② 中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という）での業界意見陳述を通じて、持続的な安定供給の阻害要因の1つである「中間年の薬価改定の廃止」、「流通当事者の行動変容を促すインセンティブ付与」など、医薬品の安定供給確保に向けた医薬品卸の主張を明確に働きかける。

## (2) 持続的な安定供給に向けた対応

迅速・安定供給部会においては、供給不安・不足時においても安定供給が維持できるよう医薬品流通の立場から意見を申し述べるなど、適切に対応する。

## (3) 諸外国の医薬品流通に関する調査

- ① 昨年度実施したフランスの薬価制度に関する調査について、取りまとめた調査結果報告書を公表するとともに、厚生労働省（以下、「厚労省」という）や関係団体等へ調査結果を説明する。
- ② 次回の「諸外国の医薬品流通に関する調査」については、薬価制度改革や流通改善等の厚労省における検討状況も見据え、検討する。

## 2. 医療法の一部改正を踏まえた電子データによるモニタリング等への対応

医療法の一部改正を受けて、医薬品の供給不安・不足を事前に察知できるよう、厚労省において「医薬品の流通情報を活用した需給状況のモニタリング検証事業」を実施することが予定されている。当該事業においては、医薬品卸に過大な業務負担が生ずることないよう留意しつつ、市場全体の需要状況の可視化に向けて円滑に事業の運営がなされるよう協力する。

## 3. 大規模災害時の流通体制の整備等

### (1) 厚労省及び関係者等との連携体制

- ① 発災直後から被災地への医薬品の安定供給に向けた情報共有を図るため、厚労省及び都道府県卸組合・協会（以下、「卸組合（協会）」という）等との連絡体制を平時から整備する。
- ② 過去の災害対応事例や例年実施しているアンケート調査の結果等を踏まえ、卸組合（協会）における災害対応への取り組みを支援するため、自治体の災害対策関係会議体への参画や災害発生に備えた自治体との協定の締結状況など、自治体との連携強化に資するよう卸組合（協会）における取組状況に関するアンケート調査を継続的に実施し、結果を共有する。
- ③ 大規模災害やパンデミック（感染症）の発生時において、被災等地域に

おける医薬品の安定供給の確保に向けた医薬品卸に対する支援が、卸連合会事務局として迅速かつ適切に対応できるよう体制の見直しを行う。

(2) 大規模地震災害時医療活動訓練

毎年地域を指定して実施される大規模地震時医療活動訓練において、関係省庁、関係自治体や災害派遣医療チーム(DMAT)などとの連携により、対象となる地域の卸組合(協会)が効果的に訓練に参画できるよう支援する。

(3) 災害時情報共有システム構築に向けた検討・検証

大規模災害時等における危機管理対応の強化に向け、情報共有体制の整備の一環として、卸連合会ホームページ上での掲示板システムの構築を念頭に、試行的な検討および検証を進める。あわせて、内閣府(防災担当)をはじめとする関係行政機関との連携を深める。

#### IV. 医薬流通産業の形成とデジタルの活用

「WE MOVE」のスローガンのもと、医薬品の安定供給という社会インフラ機能の最適化を一層推進するとともに、急速に進展するAI等の活用も通じて、経済社会ニーズの変化に対応した社会的価値の創出に取り組む。これらの実践を通じ、「医薬品卸業界」から「医薬流通産業」への進化を図る。

1. 医薬流通産業の形成とデジタル技術・AIの活用を通じたその発信

SNS等のデジタルツールやAI等を活用した情報発信を強化し、医薬流通産業の社会的意義や役割を分かりやすく発信していく。あわせて、卸連合会全体としての発信力強化の観点から、委員会主体の発信から、卸連合会公式アカウントを軸とした発信体制への移行を目指す。

2. 医薬流通産業のデジタル技術を通じたDXの推進

(1) 業務の電子化に向けた帳票類の標準化

- ① 昨年度作成した請求書標準書式について、得意先への利用促進を図るためのコミュニケーション計画を検討するとともに、デジタル化促進のソリューション構築の実現可能性を検証する。

② 昨年度作成した発災直後の配送の相互支援を想定した納品伝票書式を会員構成員へ周知する。また、納品に関する帳票類の標準化について検討する。

## (2) EDI 化の推進

卸連合会が有する電子データ交換システム（PEDIAS）等の既存基盤について、その円滑な利活用を促進する。また、2027 年 11 月に並行運用期間が終了する JD-NET 新フォーマットへの円滑な移行を促す。

あわせて、業界標準請求書の導入や、製薬企業・卸・医療機関等を含む医薬流通全体のペーパーレス化に向けた検討を進め、医薬品サプライチェーン全体の効率化および強靱化を目指す。

## (3) 中抜け返品事例データベースの運用

① 昨年度から進めてきた中抜け返品事例データベースの構築について、令和 8 年度から本格的な運用を開始するとともに、参加する会員構成員に対する当該データベースへの入力等に関する継続的な支援を行う。

② 収集したデータを蓄積し、保健衛生上の観点から活用できるデータについては会員構成員で共有し返品受入点検の精度向上が図られるよう努める。

③ 本データベースの運用に当たっては、独占禁止法や事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針に沿って、適切に対応する。

## 3. 医薬流通におけるサステナビリティへの取組み

各種関係団体との情報連携を図りつつ、昨年度に策定した「サステナビリティの推進に向けて」に基づき、医薬流通産業としてのサステナビリティ推進の方向性を明確化していく。

特に、医薬品の安定供給という本来業務そのものが社会的価値の創出であることを踏まえ、環境負荷低減（CO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄ロスの削減等）に取り組むとともに、各社の取組事例の共有および発信を継続する。

発信にあたっては、対外的な情報提供にとどまらず、各社の取組みを後押しするものとなるよう工夫する。

## V. セルフメディケーションの推進

### 1. セルフメディケーション領域に関わる市場の活性化

厚労省をはじめとする行政機関、製薬企業、薬局等の医薬品関係団体との連携を密にし、セルフメディケーション税制の活用拡大や、医療用医薬品の一般用医薬品への転用拡充に向け、継続的に取り組む。

### 2. デジタル技術・AI の活用を通じた DX の推進

- (1) OTC 医薬品流通における流通 BMS（流通ビジネスメッセージ標準）の普及・推進を図る。
- (2) DX 推進に向けて、他の医薬品関係団体等とも連携し、OTC 医薬品に関する網羅的なデータベースの構築に取り組む。
- (3) OTC 医薬品卸協議会から構成員を派遣している厚労省「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」においても、デジタル技術・AI の活用を通じた DX の推進に関する意見を申し述べる。

### 3. セルフメディケーション推進ビジョンの実践

「セルフメディケーション推進ビジョン」を踏まえ、DX 推進による効率的かつ最適な流通の実現に向け、課題の整理および具体的な取組みの検討を進める。あわせて、同ビジョンや各社の取組について、継続的に幅広い周知・広報に努める。

## VI. 広報及び教育研修等

### 1. 広報活動

#### (1) 医薬品卸の存在意義の広報

令和7年度に実施した「医療を支える医薬品卸」（パンフレット）の活用に関する会員や会員構成員企業に対するアンケート調査の結果や、医薬品卸が置かれている厳しい状況を踏まえつつ、国民目線で医薬品卸の理解をより深めるとともに、次世代を担う小中高生など若年層にも医薬品卸が認知されるよう、ホームページや SNS の活用、卸組合（協会）への働きかけの

強化などについて検討する。

(2) ホームページの充実

ニュースリリースや行政通知等を適宜掲載し、内容の充実を図るとともに、ホームページの見どころやコンテンツの活用方法等を『月刊卸薬業』に掲載するなど、更なるアクセス数の増加に努める。

(3) 記者会見の実施

理事会後の記者会見を通じて、卸連合会の活動状況や意見・要望等を伝えるとともに、記者会見の内容を SNS、『月刊卸薬業』にも掲載するなど、幅広く発信する。

(4) 『月刊卸薬業』の充実

理事会での協議・報告事項、各種セミナーや講演のほか、中医協・薬価専門部会、流通改善懇談会の議論などを引き続き掲載していくとともに、読者のニーズを踏まえた巻頭企画を掲載するなど、内容の充実を図る。

また、製本版に加えデジタル化及び一般国民に向けた内容への見直しについて検討を行う。

(5) 刊行物について

隔年で発刊している「令和9年度版 日本医薬品卸企業名簿」並びに「医薬卸連ガイド2027年度版」について、最新のものにアップデートする準備を進める。

## 2. 教育研修

DX、サステナビリティの推進、2040年問題への対応など大きく環境が変化する中で、法制度等についての理解促進、今後の医薬流通を担う医薬品卸の事業展開に資するため、「ヒルトップ・セミナー」、「日本医薬品卸売業連合会セミナー」を時代に即したテーマで開催し、内容の充実を図る。

## 3. 国際交流

医薬品の安定供給、脱炭素などが世界各国の共通した課題となる中、卸連合会としても海外医薬品卸との情報・意見交換の重要性は一段と高まっている。

こうした状況を踏まえ、2026年10月開催予定のIFPWメキシコ総会に向けて、IFPW理事会の決定等を踏まえ、準備を進める。

## VII. 事務局の機能強化等

### 1. 事務局業務のシステム強化及びデジタル技術・AIの活用を通じたDX化

事務局のパソコンの老朽化に伴う動作の不安定化及びシステムサーバーの脆弱化（データ保持、セキュリティ等）・属人化の解消、業務の自動化・効率化を図るため、AIにも対応したパソコンに入れ替えるとともに、サーバー入れ替えについては、費用対効果も見据えつつ、クラウドシステム導入の妥当性も検討する。

これを踏まえ、事務局の課題対応力を強化し、パフォーマンスを向上させる。

### 2. 会議室の環境整備

新型コロナウイルス感染症対策として、正副会長会議、理事会等は外部会議室を利用してきたが、収束化してきたことを踏まえ、令和8年度以降の会議の開催は卸連合会会議室を使用することとし、必要な備品を整備する。